

平成30年（ワ）第9681号
名誉棄損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年5月21日

準備書面（2）

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺 内 則 雄

弁護士 板 谷 直 樹



頭書事件について、被告らは、以下のとおり弁論を準備する。

記

第1 原告準備書面（1）添付資料NO30～35（以下、NO30～35と略す）の被告らの行為（以下、本件行為）として摘示する事実と名誉毀損による不法行為の成否について

- 1 本件行為について不法行為が成立するためには、同行為によって原告の社会的評価を低下させる事実を流布したことが必要であるところ、特定の少数者に過ぎず、伝播の可能性がない場合は流布には当たらない（東京地判平成21年3月18日。判時2040号57頁参照）。したがって、本件NO30の乙2は被告大学内の限

られた関係者のみを対象として掲示されたもので、被告のHP等学外には公表していないこと、NO31の甲28及びNO32の甲27はいずれも別件訴訟2における証拠に限定して裁判所に提出されたものであること、NO33の甲25は非公開の理事会のみに、またNO34の甲23は非公開の経営学部教授会のみに、いずれも提出されたものを別件訴訟における証拠に限定して裁判所に提出されたものであること、NO35の甲18は別件訴訟3における証言調書であること、からして本件行為はいずれも「流布」したとはいえない。

2 また、①乙2は原告が別件訴訟1の証拠関係資料をインターネットに掲載していることが発覚したことにより学内外において問題となったため、被告大学がこれへの対応のための対拠を明らかにしたものであって、原告の社会的評価を低下させるものではないし、別件訴訟2の判決では、「原告の摘示事実によりパワハラが行われていた点を被告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損している」と認定している（甲7の16頁）ことに照らせば、別件訴訟1の確定前に上記名誉毀損への対処として被告大学が乙2を掲示したことは何ら問題となるものではない。

更に②甲28及び甲27は別件訴訟2における被告大学の訴訟行為の一貫として提出されたもので、前者の「お孫さんの質問に真実を伝えない」のは訴外田村の、後者の「(大学)の名誉を棄損しているのは理事長の努力である」のは訴外佐藤の、各行為を問題とするが、つまるところ被告大学の別件訴訟2の提起自体が原告の社会的評価を低下させるものであると主張するようであるが、訴え提起自体社会的評価を低下させるものではない。

次に③別件訴訟1が事実認定に不満であるものの上告審が法律審であることから上告を断念し確定したことに伴い、平成28年に入って学内理事会は組合からの要求もあって本学各学部における特任教員の任用に関し各学部長(理事)に対し、所属学部における総括文の提出要請があり、これに基づき当時の木村経営学部長が学内理事会に提出したのが甲25であり、また、併せて同学部長は同学部における原告の特任手続を再確認するため井形元経営学部長及び池島元副学部長に説明文の作成を求め、これに基づき両名が作成し、経営学部教授会宛に提出したのが甲23であり、いずれも理事会や経営学部教授会が非公開でこれらの文書を公にすることを予定しているものではないことは前記のとおりであり、その内容も甲25にあって

は北村グループから受けたパワハラと論じることや甲23にあってはその内容に異議を唱えることが何故に原告の社会的評価を低下させることになるのか全く不可解である。

加えるに④甲18の被告北村証言は別件訴訟3において証人として宣誓のうえ事実を証言したものであって、どの証言が原告のいかなる社会的評価を低下させるものなのか判然としない。

以上①～④のより、被告らの本件行為によって原告の社会的評価を低下させた事実はない。

- 3 ところで、甲27及び甲28は別件訴訟2において前者は甲3-1、後者は甲3-6として平成27年9月28日付で証拠として提出されているので(乙3)、原告は甲3-1及び甲3-6の記載事実をその頃知った訳であり(つまり「加害者及び損害」を知った)、NO31及びNO32に係る名誉毀損に基づく損害賠償請求権は時効により消滅している。

第2 原告準備書面(2)8頁の「求釈明の第2は」以降の二つの㉔㉕の求釈明について

- 1 「平成26年7月1日の準備書面(4)」「平成26年8月8日の準備書面」に関し、釈明を求めているが、これら準備書面(4)、同(5)は別件訴訟1におけるものと推認されるが、まずこの点を明確にしていきたい。
- 2 次に、別件訴訟におけるものとして、山田氏作成の私見である甲22が被告準備書面(4)を否定している点については釈明の限りではない。また、準備書面(5)にある「教育職員定年退職者表」は誤認識させるでもなく、偽りと知りながら提出したものでもない。
- 3 なお、上記の㉕の釈明について、原告はこれまで再審まで一貫して特任教員を希望する有資格者が申請すれば100%採用される事実(慣行)があると主張しているが、甲1～2の判決はいずれもこれを否定していること(同判決19頁参照)に対し、反論の証拠漁りのための釈明であることを念のため補足しておきたい。

第3 原告準備書面(2)23頁以降の原告にもたらされたと主張する㉖～㉗の情報提供を前提とする被告大学及び被告らに対する求釈明について

- 1 求釈明の前提とする㉖～㉗の情報提供はいずれも知らないし争う。なお、草薙裁

判は和解により終了しており，判決は言渡されておらず，和解条項に「口外禁止条項」があるにも拘わらず，原告が情報提供を受けたというのは不可解である。

- 2 求釈明1～2については，北村グループの意味は不明であるが，いずれも本件名誉毀損の摘示事実との具体的関連性は判然としないので現時点では釈明の限りではないと思料する。

以 上